

○深草町家キャンパス管理運営細則

平成24年11月29日

改正 平成26年10月9日

令和4年11月17日

(目的)

第1条 この細則は、深草町家キャンパス規程第8条に基づき、深草町家キャンパス（以下「深草町家」という。）の管理運営及び使用等に関して必要な事項を定める。

(使用)

第2条 深草町家で行う活動は次の各号に定めるものとする。

- (1) 本学学生，本学教職員，地域住民による，まちづくりの推進及び地域経済の活性化並びに社会教育の推進を図る活動
- (2) 本学が主催する行事，正課授業又は課外活動
- (3) 本学教職員が所属し，参加する学会・研究会の開催
- (4) 伝統的建築物の保全と利活用を図る活動
- (5) その他学長が施設の使用を認めた事項

(使用者)

第3条 深草町家を使用できる者は，次の各号に定める者とする。

- (1) 本学学生
- (2) 本学教職員
- (3) その他地域住民又は卒業生等学長が認めた者

(施設内容)

第4条 深草町家の施設内容は，別表1のとおりとする。

(開館時間，閉館時間)

第5条 深草町家は，午前11時に開館し，午後8時45分に閉館する。

2 前項の規定にかかわらず，学長が特に必要と認めたときは，その時間を延長又は短縮することがある。

(休館日)

第6条 深草町家の休館日を，次のとおり定める。

- (1) 日曜日，祝日，月曜日
- (2) 8月11日～8月18日，12月29日～1月5日

2 前項の規定にかかわらず，学長が特に必要と認めたときは，臨時に開館又は休館するこ

とがある。

(外部機関による管理運営)

第7条 学長は、深草町家に関する業務の一部を外部機関に委託することができる。

2 外部機関に委託する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 深草町家キャンパス規程第7条第1項第1号及び第2号に関する業務のうち、深草町家キャンパス管理運営委員会が必要と認めた業務

(2) その他学長が必要と認める業務

(使用手続)

第8条 深草町家の使用を希望する者は、原則として使用日の90日前から2日前(ただし休館日を除く)までに、所定の申込用紙に必要事項を記入し、REC事務部に提出し、学長の許可を得なければならない。

(正課授業・大学行事等に関する特例事項)

第9条 正課授業、大学行事又は学長が必要と判断した大学事業については、第8条に定める使用申込みの期日に関する規定の適用は受けない。

(使用料)

第10条 深草町家の各施設の使用料は、無料とする。

(使用の変更・取消手続)

第11条 使用者の都合により、使用内容の変更又は使用の取消を行う場合は、使用日の2日前(ただし土、日、祝日、及び休館日を除く)までに、受付窓口に報告しなければならない。

2 第1項に定める取消の手続を怠った場合は、その使用者の使用を、禁止することがある。

(使用者の遵守義務)

第12条 深草町家を使用する者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 秩序・風紀を乱し、他人に迷惑を与える行為を行わないこと。

(2) 施設、設備、什器及び備品等を破損、滅失又は汚損しないこと。また、許可なく什器又は備品等を移動しないこと。

(3) 指定された場所以外では飲食しないこと。

(4) 施設内で喫煙しないこと。

(5) ゴミの処理は、分別し指定された場所に出すこと。

(6) 危険物等特殊な物品を持ち込まないこと。

(7) 騒音・不法駐車(駐輪)等により近隣住民や他の使用者に迷惑を及ぼす行為を行わ

ないこと。

(8) 深草町家の管理者の指示がある場合は、これに従うこと。

(9) その他、使用に関して、この細則に定められている事項

2 火気使用については、別に定める内規に従うこととし、企画内容及び使用理由を明記した文書を申込用紙に添えて、使用日の2週間前までにREC事務部に提出し、学長及び建物所有者の許可を得なければならない。

3 深草町家における飲酒は、原則として禁止する。ただし、飲酒を伴う特別な催しを行う場合は、前項に準じて許可を得なければならない。

(使用者の通報義務)

第13条 使用者は、次の場合、直ちに、深草町家の管理者に通報しなければならない。

(1) 施設、設備、什器又は備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合。

(2) 火災、風水害、盗難その他の異変があった場合、又は異変が予知される場合。

(3) 深草町家内に急患が発生した場合。

(4) その他緊急措置が必要と認められる事由が発生した場合。

(使用の取消・中止)

第14条 学長は、使用内容が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前の使用許可にかかわらず、その使用許可を取り消す、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用申込書に虚偽の記載があった場合、又は使用申込書を不正に利用した場合。

(2) この細則に定める事項に反する行為をした場合、又はその恐れがある場合。

(使用の禁止)

第15条 学長は、前条の措置を行った場合、又は使用後において、その使用が前条各号のいずれかに該当すると判断した場合、深草町家管理運営委員会（以下「管理運営委員会」）の議を経て、その後、その使用者の使用を禁止することができる。

2 前項の規定に基づき使用を禁止する場合、その禁止期間は1年間から無期限の範囲において、定めることとする。

(館内における飲食等)

第16条 館内における食事は、定められた場所のみとし、必要に応じ、使用者が各自で手配することとする。

(営利使用の禁止)

第17条 深草町家の施設貸出は、営利を目的とする使用は許可しない。

(損害賠償)

第18条 使用者が、故意又は過失により施設、設備、什器又は備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、深草町家キャンパス管理運営委員会の議を経て、部局長会で審議・決定する。

付 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年10月9日第8条, 第12条, 第13条, 第16条改正)

この細則は、制定日(平成26年10月9日)から施行する。

付 則 (令和4年11月17日第6条, 第8条改正)

この細則は、制定日(令和4年11月17日)から施行する。

別表1 「深草町家」施設内容(第4条関係)

建物・階	部屋
母屋1階	みせ
	なかのま1
	ざしき
母屋2階	なかのま2
	おくのま
離れ	はなれ(茶室)
蔵	くら